

インドネシアの住民組織 RT・RWの淵源 —日本占領期ジャワにおける隣組・字常会の導入—

1. 問題の所在
2. 日本占領期の行政制度
3. 隣保組織整備要綱
4. 隣組の活動と機能
5. 隣組の推進・宣伝政策
6. 隣組制度の導入とジャワ社会への影響
7. 結 語

小 林 和 夫*

要 約

インドネシアの住民組織 RT・RW¹⁾は1966年にジャカルタで初めて法制化され、次いで1983年にはインドネシア全土でも両組織が一律に設置される法制が発令されている。本稿では、これらの住民組織の淵源とされる日本占領期の隣組・字常会のあり様について当時発行されていた新聞・雑誌記事を主たる資料として考察することを目的としている。近年、フィリピンのバランガイをはじめとするアジア諸国の住民組織の研究報告がされてきているが、その中でもインドネシアの RT・RWについては全体的な理解が最も進んでいない。本稿では、これらを踏まえ、RT・RWの淵源とされる隣組・字常会について検討し、日本占領期のジャワと日本の隣組制度との類似性、隣組制度の包括的機能、隣組制度導入の背景及びジャワ社会への影響、独立後にもジャワにおける隣組組織が存続していた事実などが明らかにされる。

1. 問題の所在

町内会は日本社会に特有な住民組織とされてきたことから、都市社会学だけでなく、行政学や政治学など様々な分野から研究が重ねられてきた。それらの中でも、反近代的な組織とされる町内会がなぜ未だに存続しているかについての解答を、日本の組織構成原理に求める「文化型論」は、周

知の通り様々な議論を喚起してきた。

「文化型論」の嚆矢となった近江哲男の仮説(近江, 1958:225)は、ワースのアーバニズム理論(Wirth:1938)を前提に「大都市では地縁が衰退し近隣集団は崩壊するという定説にもかかわらず、わが国の大都市に町内会がいまなお根強く広汎に存在する理由は何であるか」という問題を「わが国民のもつ基本的な集団の一つであり、人々が集団を結成し維持していく際の原理をこの「原型」

*東京都立大学大学院 都市科学研究科 (博士課程)

に求めるためである」と説明するものであった。この近江の仮説を受けた「町内会文化型」の是非をめぐるのは、いわゆる町内会論争と呼ばれる論争に発展し、多くの研究者がこれに加わった。しかし、町内会論争は、玉野和志(1993:12)が指摘するように「町内会を好意的に評価するか、それとも否定的に見るかという点でのイデオロギー的な対立」に終始しながら終息していった感はない。

ただ、近江の仮説に肯定的な立場を取ってきた数少ない論者の中村八朗(1976,1990)や中川剛(1983)が、インドネシアのRT、フィリピンのバランガイ、香港の街坊会、韓国の班常会などの存在を指摘して、文化型論との交叉としてこれらの日本の町内会類似組織との比較研究の必要性を指摘したことは、町内会論争の思わぬ副産物となった。これによって、従来日本的なものとしてきた町内会のアジアにおける類似組織の研究という領域が切り開かれたからである。特にフィリピンのバランガイは、中村と中川の研究に鼓舞された大坪省三²⁾(1987,1990)によって詳細な研究報告がされてきている。町内会論争そのものの昇華は認められないにせよ、中村や中川の指摘や示唆によってこれらアジア諸国の都市住民組織に、日本の都市社会学者の眼が向けられたことについては一定の評価を下してよいだろう。

しかし、アジア諸国の住民組織の中でも、日本占領期にジャワに設置された隣組・字常会に直接的な淵源を持つにも拘わらず、全体的な究明が最も遅れているのがインドネシアのRTとRWである。

管見では、両組織、特にRTについて日本の都市社会学者として、いち早くその存在を指摘していたのは中村であった(中村, 1976:82)。中村は、その後もRTをはじめとするアジア諸国の住民組織について、大坪によるフィリピンのバランガイ研究の先行状況を紹介した上で「他の組織も都市社会学の今後の研究対象に加えられてしかるべきと思われる。ただし、これらの組織が日本の町内会の様に文化型としての性格を持つものか、あるいは官製のものとしてごく最近組織が作られたのか、などの点について筆者はまだ何も知りえていない」

と述べている(中村, 1990:100)。このように中村は、日本の町内会研究、特に「文化型論」の検証をあくまで射程に置き、更に「文化型」を視野に入れた町内会類似組織の比較考察という新しい可能性を示唆している。

一方、日本の隣組制度との類似性という観点から、RT・RWに言及してきた論者としては、佐々木徹郎や今野裕昭がいる。佐々木は「ジャカルタの町内会組織は、戦時中の日本の町内会制度によく似ており、日本が戦時中につくったものを利用したものであると見るものもある」(佐々木, 1987:494)と述べ、ジャカルタのRT・RWが日本占領期の隣組・字常会をモデルとしたものである可能性を指摘していた。しかし、佐々木は日本占領期の隣組・字常会そのものについては触れておらず、その事実関係の具体的な実像までは言及していなかった。また、今野も「第二次世界大戦中、日本の軍政下に導入された近隣組織であるルクン・トゥタンガ(Rukun Tetangga隣組)の制度は行政上の最も重要な改革のひとつであったといえる」(今野, 1989:206)と論じ、佐々木と同様のことを述べているが、やはりその歴史的な内実には迫っていない。

しかし、最近になって、吉原とDwiantoがアジア社会において「近年、グラス・ルーツのあり様がいわゆる市民社会形成とかかわって取りざたされている」(吉原・Dwianto, 1997:99)とし、ジャカルタのRT・RWをグラス・ルーツの一存在形態と捉えた論考を発表している。この論考³⁾では、RT・RWの沿革について倉沢愛子の研究に依拠しながら「隣組・字は日本の制度の完全な模倣である」と佐々木や今野よりも更に一步踏み込んで論じている(吉原・Dwianto, 1997:104)。

以上のように、日本の都市社会学者によるインドネシアのRT・RWに関する議論は、中村の「文化型論」を射程とする町内会類似組織の比較研究の可能性への示唆と、佐々木や今野のように、日本の隣組制度との類似性の指摘という2点にほぼ縮約できる。いずれにしても、両者の議論を検証し、深化させるためにも、RT・RWの歴史的変遷に対する理解⁴⁾、特にモデルとなった日本占領期の

隣組・字常会のあり様についての確認作業が必要となろう。本稿では以上のような問題の所在を踏まえ、日本占領期におけるジャワの隣組・字常会について考察し、ジャワと日本の隣組制度との類似性、隣組制度の包括的機能、隣組制度導入の背景及びジャワ社会への影響、独立後にもジャワにおける隣組組織が存続していた事実などを明らかにしていく。

2. 日本占領期の行政制度

1941年の太平洋戦争開始とともに、日本軍は東南アジアにも侵攻した。インドネシアのジャワ島には、1942年3月1日に上陸作戦が行われ、オランダ統治時代にバタヴィアと呼ばれたジャカルタには、作戦4日後の3月5日に日本軍が上陸し、3月9日にオランダは無条件降伏することになる(Kotapradja Djakarta Raja:1958)。

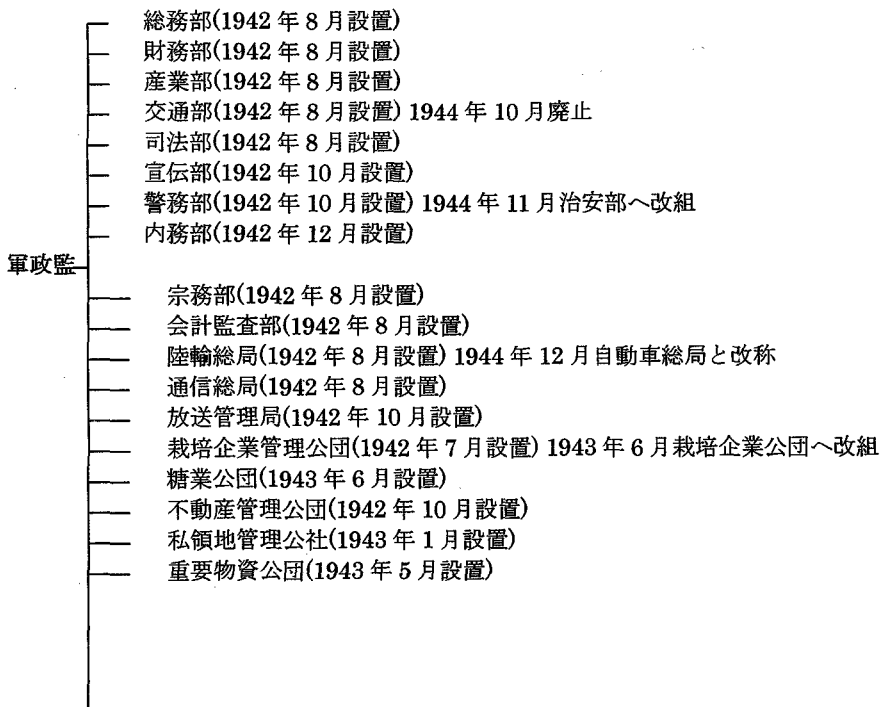
日本は、オランダの正式降伏の2日前には布告第11号「軍政施行ニ関スル件」を発令⁶⁾し、大日本

軍司令官がジャワにおいて総督として権限を行使することを宣言し、ジャワ軍政が開始された。

1942年8月には、行政機関の本格的な再編が行われ、オランダ領東インド政庁にとって代わるものとして、ジャカルタに軍政監部が置かれた。

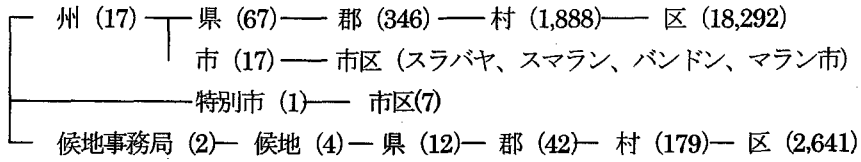
軍政監部(Gunseikanbu)は、図1のような機構から構成されていた。また、ジャワの地方行政は、オランダ時代のものから、図2に示したように州(Syuu)・県(Ken)・市(Si)・市区(Siku)・郡(Gun)・村(Son)・区(Ku)という行政組織に再編された。

各行政組織の長は、それぞれ州長官・県長・市長・市区長・郡長・村長・区長がこれを統括し、日本語の呼称がそのまま使われた。また、軍政監部が置かれたジャカルタを特別市(Tokubetu Si)、オランダ時代の王侯領であったジョグジャカルタとスラカルタを侯地(Kotji)とし、州(Syuu)と同格とした⁷⁾。ジャカルタ特別市には、軍政監によって任命される特別市長(Tokubetu Sityoo)と何人かの助役(Zyoyaku)がいた。また、機密事項



出典：倉沢 (1992) 『日本占領下のジャワ農村の変容』 p82

図1 ジャワ軍政監部機構図



出典：『ジャワ年鑑』 p.54

図2 日本占領期のジャワ地方行政組織 ()内はその数

や文書の統括を担当する市長官房 (Sityookanbo) と庶務局・経済局・教育局・厚生局・公務局の5つの局が置かれ、行政区としては7つの市区 (Siku) からなっていた。更に、警察署 (Keisatsusyo) や地方検察局 (Tihookensatukyoku) も設置され、市区には市区役所 (Sikuyakusyo) が置かれ、その下部に区があった。市区長は、様々な指令や伝達を市区内の区長に行った (Kotapradja Djakarta Raja:1958)。1944年1月に、全ジャワに隣組の設置が法制化されるが、上記の行政区分のうちジャワでは、この区の下に隣組が置かれることになる。

ジャワ軍政の行政機構の特徴としてあげられることは、州長官と特別市長には日本人が就任⁷⁾したが、県以下の行政レベルでは原則として日本人は配置されず、表1のようにオランダ統治時代の既存の組織をそのまま利用して官吏もすべてインドネシア人が充当されたことである。

当初、このような行政機構によって、ジャワ軍政の政策業務は行われたが、その業務が増加する一方で且つ広範囲であったため、既存の機構だけでは十全に機能することが出来なくなっていった (倉沢, 1992)。この結果、末端の行政機構であった村と区の下に更なる業務の円滑化を企図して設

立されたのが、隣組⁸⁾である。

3. 隣保組織整備要綱

1944年1月1日に、ジャワ軍政監は治政秘第1515号「隣保組織整備ニ関スル件達」の中で「隣保組織整備要綱」⁹⁾を発令¹⁰⁾した。そして1月11日には、軍政当局によって全ジャワに隣保組織を編成する旨¹¹⁾が発表された¹²⁾。「隣保組織整備要綱」は、「目的」「組織」「事業」「経費」「類似組織との関係」「監督関係及上級団体トノ関係」の全6条から構成されている。それでは、この「隣保組織整備要綱」は何を原型として作成されたのだろうか。ここで、1940年9月11日に日本で発令された内務省訓令第17号「部落会町内会等整備要領」に着目してジャワの「隣保組織整備要綱」との比較を試みたい。

日本の「部落会町内会等整備要領」については、赤木須留喜が「国家権力が町内会・部落会=隣保組織をその支配系列の末端に包摂しようとする試みであって、自治行政のみならず内政における画期的な転期であった」(赤木, 1977:548)と述べ、同要領が隣組・町内会が国民組織へと変容していく法的根拠になったことを指摘している。また、

表1 オランダ統治時代と日本占領期の行政機構

オランダ時代		日本軍政時代	
行政単位	首長	行政単位	首長
レムハツプ regentschaap	レムト パティ	県	県長
ディストリクト district	ウエダナ	郡	郡長
オンデル・ディストリクト onder district	アシステン・ウエダナ	村 (ソ)	村長

出典：倉沢 (1992)『日本占領下のジャワ農村の変容』 p84

田中重好は同要領の発令1ヵ月後に「町内会が大政翼賛会の下部組織として組み込まれていった」(田中, 1990:45)とし、戦争中の実践単位としての活動が町内会の主体となっていくことを提示している。以上のように同要領は、隣組・町内会を戦時下の社会統合を進めるための中間集団として位置付ける画期となった法令であると位置付けられる。ここでは日本の「部落会町内会等整備要領」を「日本」、ジャワの「隣保組織整備要綱」を「ジャワ」として、法令の根幹を成すと考えられる「目的」の規定について比較する。

まず「日本」の「目的」では、以下がうたわれている。

1. 隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト
2. 国民ノ道徳的練成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムコト
3. 国策ヲ広く国民ニ透徹セシメ国政万般ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト
4. 国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

これに対して「ジャワ」では「目的」の条文として、以下の3項が記載されている。

1. 郷土防衛、経済統制等ノ組織並ビニ実践単位タラシムコト
2. 地方行政下部組織トシテ軍政ノ浸透ヲ計ルコト

- ト
3. 「ジャワ」古来ノ隣保相扶ノ精神(ゴットン・ロヨン)ニ基キ住民ノ互助共済其ノ他地方共同任務ノ遂行ヲ期スルコト

「日本」の「1」でうたわれている「隣保団体ノ精神」は、「ジャワ」の「3」の「古来ノ隣保相扶ノ精神(ゴットン・ロヨン)」に対応し、統治政府からの強制的な圧力ではなく、民族の伝統的な精神性に則った自然な組織形態であることを両者とも強調している。また「日本」では組織の主たる任務として「地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト」と規定するが、同様に「ジャワ」でも「地方共同任務ノ遂行ヲ期スルコト」としている。更に組織の機能を要約すると「日本」が「万民翼賛・統制経済ノ運用、国策」であるのに対し「ジャワ」では「郷土防衛・経済統制ノ組織」とそれぞれ対応する機能が表2のようにそれぞれ条文中に見出せる。

ジャワの隣組が日本の隣組をモデルにしている以上、両者の条文間に類似性が認められるのは、自明であるかも知れない。また言うまでもなく、ジャワの隣組制度は、日本占領下のジャワの民衆に対する統制政策の一貫として設置されたものであった。しかし、日本のジャワ軍政監部が、ここまで本国と酷似した法制を「隣保組織整備要綱」として全ジャワで一斉に発令し、隣組の設置を決定するに至った構想や判断はいかなるものであったのだろうか。それでは、具体的にジャワの隣保制度の機能を概観することにする。

表2 ジャワ・日本の隣保組織制度の「目的」比較

	基盤とする精神	遂行する任務	組織の機能
ジャワ	「隣保相扶ノ精神」	「地方共同任務ノ遂行」	1. 郷土防衛・経済統制ノ組織・実践単位 2. 軍政ノ浸透
日本	「隣保団体ノ精神」	「地方共同ノ任務遂行」	1. 万民翼賛・統制経済ノ運用・統制単位 2. 国策ヲ広く国民ニ透徹

出典：「隣保組織整備要綱」「部落会町内会等整備要領」より筆者作成

4. 隣組の活動と機能

ジャワの隣組の組織は、隣組と字常会に分かれていた。隣組の範囲は、区(デサ)内の全戸のうち10戸から20戸で構成され、これを1隣組とした。隣組には組長が置かれたが、組長の選出にあたっては「組員の中から最も信望もあり、実践活動の出来る人を隣組自身で推薦し区長が委嘱する」とされていた¹³⁾。また、隣組は毎月1回以上の常会を開催し、命令の伝達などが行われたり、隣組内の懸案事項が討議された。この隣組を統括するものとして、字(カンボン)に字常会が設けられ、隣組の上部組織となった。字常会は、字長、隣組長、また字内の有識者で構成され、字長の召集によって、隣組同様毎月1回以上の字常会が開催された。字長の下には、配給班長・衛生班長・増産班長・援護班長・警防班長・貯蓄班長・葬祭班長などが置かれていた(西嶋・岸, 1959)ことから、これら各班長も字常会に出席していたと思われる。また、これら常会の出席には厳格な資格や制限がなかった。このような組織形態からなるジャワの隣組は、大別すると下記(1)～(5)のような活動を目的としていた¹⁴⁾。尚(1)～(5)の項目下「」内の言辭は、日本占領期に中央ジャカルタのサレンバ・マトラマン地区・サレンバ・ブルントス地区で元隣組長を努めたザイナル・シンパンガンの回想である¹⁵⁾。

(1) 警防団¹⁶⁾と協力した防空・防火・防諜・防犯等の郷土防衛

「成人の隣組員はみんな、とくに男性は、毎晩夜警に出たり、防空訓練や火災訓練、あるいはけが人救助の訓練などに参加する義務を負っていました」

「私たちは、住民たちが一生懸命に助け合って騒ぎをおこすことや、敵のスパイが現われることを防止し、社会生活の育成に努めたのです」

これらの活動の中では、空襲に備えた防空・防火を特に重要視していたようである。防空・防火

に関しては、新聞・雑誌等でも頻繁にその記事を見出すことが出来る。一例をあげれば『Djawa Baroe』誌¹⁷⁾では、「防空の心得」と題した特集を連載し、第1回「空襲に対する防空」、第2回「家庭・近隣の防空」、第3回「警戒・空襲警報」、第4回「焼夷弾・爆弾が落ちたら」、第5回「死傷者が出来たら¹⁸⁾」と詳細な説明を行っている。説明中の図解も「足が骨折した際の添え木の当て方」「防火用水には、90立法メートルの大きさを持つ家の場合は150リットル、55立方メートルの場合は100リットル」など具体的である。また、バケツ送りによる消火訓練や、救護訓練なども頻繁に行われている。

ジャワの中でも、早々に隣組が結成された東ジャワのスラバヤでは、防火の総動員体制を取るために予め結成されていた防火隣組が、防火だけに特化しない包括的な役割を担われる隣組へと編成された経過がある。しかし、その後も防火隣組を統括していた防火群の名称は残ったと見られ、組員が防火群長と隣組長とを判別し易いように、防火群長には黄色、隣組長には紫色の胸章がスラバヤ市から配布され、両長に対して着用が義務付けられている¹⁹⁾。また、防諜では、スパイ行為や反政府活動の取り締まりだけでなく、戦局に相應しくない思想や考え方についても組員連帯責任を課して相互に監視を強めた(倉沢, 1992:247)。

(2) 法令・告示・指示等の敏速な命令伝達

「私たちが伝えなければならない、さまざまな命令や通達がありました。普通は、5つから8つの隣組を司る字長を通じて、区から伝えられました。字では隣組から決まった会費を取りたてることはありませんでした。ただ、葬式や清掃などといった、さまざまな寄付が必要なときには、能力にしたがって徴収に応じればよかったです」

軍政当局の法令・告示の伝達にも隣組は大きな役割を果たした。これらの情報は、隣組常会や字常会で伝達された。また伝達の方法²⁰⁾として、自転車で走りながら大きなメガホンで周囲の住民に知らせるなどの方法も取られた²¹⁾。マラン州では

1944年7月の第4週から、州庁内政部企画課がインドネシア語・ジャワ語・マドゥーラ語の3言語による月刊4ページの隣組新聞の発行を企画していた。内容は、軍政の伝達事項などであり、全州内の隣組長と字長に4,000部が配布されることになっていた。また「隣保組織整備要綱」や関係する法令を掲載した2,000部の教本が、字長に対して配布される予定も立てられている²²⁾。ここからも、隣組を徹底的に活用しようという軍政当局の意図が読み取れる。このことは、隣組長や字長が識字できることを示唆している。

(3) 農産物の増産供出と物資の配給及び消費規制

「食糧の配給もしました。あのころ、食糧は日本が握っていましたから、食べ物を手に入れるのには苦勞しました。隣組を通して配給されたものには、米、砂糖、コーヒー、タバコなどがありました。米は、1人4分の1リットルでした」

「物価はすべて政府が決めていましたが、実際の市場価格よりも安く設定されていました。食糧の配給では不正もありました。たとえば、ひと家族全員がどこかに引越しをしたのに、依然として配給をもらおうとするようなことがありました。また、担当者が配給物の計量をごまかしたこともあったようです」

ほとんどの州では村以上のレベルでは配給組合という組織があり、米をはじめとする穀物・豆腐・椰子油・塩・砂糖・コーヒー・茶・タバコ²³⁾・布地・灯油・石鹼などの生活必需品は配給制度の下で統制されていた。これらの配給品は、隣組長が組合あるいは区の役場から配布された割り当て切符を住民に割り当てるという図式になっていた。また、倉沢によれば綿花やヒマの栽培なども隣組を単位として行われていた(倉沢, 1992:247)。

(4) 軍事援護・軍政奉仕

「住民に伝える命令や呼びかけには、時には私たちの気持ちや主義と相反するものがありました。でも、いやだろうと、原則的に私たちは決められ

たルートでそれを伝えていかなくてもなりません。もちろん何度かは、問題に直面したこともあります。たとえば、勤勞奉仕²⁴⁾を募った時のことです。それは、1944年ごろのことでした。タンジュン・プリオクの港で爆発事故があって、倉庫や岸壁が壊れました。そのとき、がれきを片付けるために勤勞奉仕をするようにという通達がありました。私たちは、ひと月のあいだ、毎日5人から10人を集めなければなりませんでした。ところが、私たちの地区では、命令を満たすような力仕事のできる人がほんの少ししかいなかったのです。やきもきしたのです。毎日そのような感じで、人数がそろったのは、せいぜい週に3日ぐらいでした」

日本軍政は、過酷な肉体労働のためインドネシア人を強制的に動員し、彼らの中には海外に連行された者もいた。このような、肉体労働者は当時「ロームシャ」²⁵⁾と呼ばれた。ロームシャの供出も隣組に人数が割り当てられ、その決定を下すのは組長であったため、ロームシャの徴発決定権は住民との間に恐怖感に裏打ちされた心理的な上下関係を生じさせた(倉沢, 1992:252)。また、連帯責任を負わされている隣組長と字長に対しては、ロームシャの登録を募ることをそれぞれ常会の議題のひとつとして指示されていた²⁶⁾。また字常会では、失業者の名簿を作成することを指示²⁷⁾されることもあったが、類推すると必要なロームシャを確保するための実態調査ではないかと思われる。ロームシャとして供出されるのは、家族の中の働き手であった男性が多数であったため、軍政当局は、生地を婦人会²⁸⁾に配布し、服を作らせて、それをロームシャの家族に渡したり²⁹⁾、隣組に指示して心身ともに援助するよう指導した³⁰⁾。この「ロームシャ」は日本のジャワ軍政が住民にもたらした最大の恐怖となった³¹⁾。

以上(1)から(4)の他にも、隣組は包括的な役割を担った。貯金の推進もそのひとつであった。隣組には貯金班長を責任者とする貯金班がつくられ、毎月一定の日に隣組員が隣組長の家へ金と貯金通帳を持参した。この隣組貯金は軍政当局から奨励

され、ジャワにおける貯蓄額は、1944年の3月末で1,000万ルピアを超え、これを記念する行進が行われた³²⁾。バニユマス州では、貯蓄奨励紙芝居を募集するなど宣伝にも努めている。また、更なる奨励策として貯金切手を1枚5銭で売り出し、台紙に20枚張ることで貯金通帳を作る切手貯金制度³³⁾を導入するなどした。この他、隣組の共同畑や近くの広場では、共同作業の訓練を兼ねて隣組運動会なども催されている³⁴⁾。更に、日常的な近所の清掃は隣組が設置される前から広く行われていた。スラバヤでは州令で治安維持を目的とした特定犬種の所有者登録³⁵⁾を字長と隣組長にさせるなどの決定もしている。

5. 隣組の推進・宣伝政策

1944年1月の「隣保組織整備要綱」発表後、軍政当局は全ジャワに隣組と字常会を浸透させるべく、様々な政策を施した。それらの政策を大別すれば、隣組長や字長に対する研修と住民向けの宣伝であった。研修は、まず地方または中央の行政官吏に対して行われ、その後、地域に戻った彼らが軍政当局から受けた隣組と字常会についての説明や指導を、地域で隣組長や字長に対して行うという図式であった。研修はジャワ各地で活発に行われており、1944年11月8日には第1回全ジャワ・マドゥーラ³⁶⁾隣組総会 (Permoesjawaratan Tonarikumi seloeroe tanah Djawa dan Madura)³⁷⁾が開催されている。同総会には、ジャワとマドゥーラの隣組から派遣された120名、ジャワ軍政監、ジャワ奉公会³⁸⁾の幹部らが出席している。この中で、奉公会中央本部総務局長のアヒクスノ (Ahikoesno)³⁹⁾は「戦時においては、隣組こそが社会の治安維持のカギである」という旨の挨拶をしている。また、軍政監は「ジャワには既に隣組に類似した組織が存在しており、相互扶助を基底にしている隣組がインドネシアに相応しいものである」という訓示を残している。更に、奉公会中央本部長として出席していた後のインドネシア共和国初代大統領スカルノ (Soekarno)⁴⁰⁾は、同席上で、隣組が日本軍政と新社会建設に協力するこ

とが重要であり、各隣組はジャワ5,000万人の住民の育成をはかり自覚を促すようにと希望した。また、隣組長に対して、隣組は指令を待つだけの政府機関ではなく、インドネシア独立のための活力ある生活体であるとも述べている⁴¹⁾。

研修などの他には、折にふれて一定の成果をあげた隣組に対して表彰がなされた。また、モデル隣組に他の州から視察団が訪問するなどの交流も行われている⁴²⁾。更には、字の運営資金として援助金なども出された⁴³⁾。また、実務にあたる隣組長には慰労をかねて芸術ショーに招待するなどしている⁴⁴⁾。

これに対し、隣組員となる一般住民に対する宣伝には、あらゆるメディアが活用された。隣組の役割をわかりやすく描いた「隣組」と題する映画や紙芝居が作られ、各地で上映・上演された。映画「隣組」⁴⁵⁾では、隣組の意義、常会の光景、宮城遙拝や最敬礼などの国民儀礼、防空壕の作り方、椰子の配給などが描かれている。また、紙芝居「隣組」⁴⁶⁾では、仮称ゴトン・ロヨン裏通りに住む住民たちの日常生活や冠婚葬祭時の近隣者のあり方などが描かれている。更には「隣組の歌」も、インドネシア語に翻訳され広く浸透した⁴⁷⁾。また、ジャカルタ特別市では厚生政策として7市区に隣組保健医を任命している⁴⁸⁾。

このような、ジャワ軍政あげでの振興策によって、1944年4月末には全ジャワの隣組数は、表3のように1944年6月20日までに50万に達し、ジャワの全戸数で換算すると17戸から18戸で隣組が1つ設置されたことになる。この数字は「隣保組織整備要綱」の「区内ノ全戸ヲ分チ概ネ10戸乃至20戸ノ戸数ヨリ成ル隣組ヲ組織スルコト」という企図から見ても成功したといえる。また、字常会の数も約6万5千を数え、区 (デサ) の数とで換算すると、各区 (各デサ)⁴⁹⁾内には3から4の字常会がつくられたことになり、1部落に1字常会を設置するとした目標もほぼ達成したと判断できる。

6. 隣組制度の導入とジャワ社会への影響

隣組を全ジャワに設立することを正式に決定し

表3 日本占領期におけるジャワの隣組・字常会の数

州	区	字常会	隣組	世帯	人口	区/ 字常会	隣組/ 字常会	隣組/ 世帯	字常会/ 世帯
バンテン	549	2,230	11,745	230,178	1,155,154	4.1	5.3	19.6	103.2
ジャカルタ	402	1,565	14,787	318,603	1,485,361	3.9	9.4	21.5	203.6
ボゴール	489	2,545	30,274	577,922	2,595,642	5.2	11.9	19.1	227.1
プリアンガン	952	4,251	47,314	1,043,460	4,256,951	4.5	11.1	22.1	245.5
チレボン	601	2,522	16,816	301,004	1,200,411	4.2	6.7	17.9	119.4
ペカロンガン	1,378	4,582	25,609	496,122	2,937,467	3.3	5.6	19.4	108.3
スマラン	1,266	3,836	21,387	353,470	2,003,328	3.0	5.6	16.5	92.1
パティ	1,317	4,581	37,679	420,887	2,094,150	3.5	8.2	11.2	91.9
パニユマス	1,081	3,195	24,474	499,130	2,435,872	3.0	7.7	20.4	156.2
ケドゥ	1,860	7,258	41,738	607,805	2,832,748	3.9	5.8	14.6	83.7
スラバヤ	612	1,955	9,923	222,369	1,049,888	3.2	5.1	22.4	113.7
ホジョネゴロ	1,231	3,800	21,958	355,777	1,791,608	3.1	5.8	16.2	93.6
マディウン	1,189	4,843	29,200	457,854	2,328,583	4.1	6.0	15.7	94.5
クディリ	1,288	4,409	28,940	511,974	2,909,542	3.4	6.6	17.7	116.1
マラン	1,126	5,404	38,240	513,359	2,617,709	4.8	7.1	13.4	95.0
ブスキ	701	2,568	23,136	556,866	2,827,572	3.7	9.0	24.1	216.8
マドゥラ	988	4,105	24,013	441,509	1,981,110	4.2	5.8	18.4	107.6
ジョグジャカルタ *1	815	1,039	24,118	355,595	1,847,245	1.3	23.2	14.7	342.2
スラカルタ *2	1,619	—	34,619	669,571	3,276,609	—	—	19.3	—
ジャカルタ特別市	34	144	2,775	33,870	363,038	4.2	19.3	12.2	235.2
ジャワ・マドゥーラ 合計	19,498	64,832	508,745	8,967,325	43,989,988	3.3	7.8	17.6	138.3

出典：「Asia Raya」1944年6月20日

左表より発表者計算

*1 ジョグジャカルタ候地への隣組・字常会の正式導入は、1944年6月とジャワの中で最も遅れたため、

上記の統計からもわかるように、他の地域と比べて整備が進んでいないと思われる。

Suwarno(1995:13)が紹介しているジョグジャカルタの1944年7月4日の統計では、字常会数815、隣組数25,612、全人口1,848,814である。

*2 ソロ候地の字常会の数値は記載されていない。

たのは、1944年1月の「隣保組織整備要綱」によってであった。しかし、同要綱の発表前にも、ジャワ各地で隣組が既に結成されていた。例をあげれば、西ジャワのバンドゥン⁵⁰⁾では、1943年3月9日に隣組の結成が行われていた⁵¹⁾。規模としては、25戸を1隣組とするもので、結成後1年を経た1944年3月には全市で1,379の隣組と33の欧亚混血人(Belanda Indo)の隣組33が存在している。更には隣組の上部組織として分会が作られ、いくつかの隣組が統括された。分会の数は324、欧亚混血人の分会は4あった。また、東ジャワのスラバヤでは、防空強化の必要性から、1943年8月末から20世帯を1防火隣組とし、5防火隣組で1防火群

とする編成が生まれ、全スラバヤ市で6万余の世帯が、3,072隣組・612群で市民防火⁵²⁾に当たっていた。更に、ペカロンガン州では、同年12月1日に「ペカロンガン州告示第15号」⁵³⁾によって「区常会、隣組組織整備要領」が発令され、1945年2月には全地区で字常会5,092、隣組29,919の結成を完了⁵⁴⁾していた。また、1943年12月5日にはクドゥ州でも隣組が発足⁵⁵⁾していた。したがって、「隣保組織整備要綱」に「類似組織トノ関係」2条文が盛りこまれた理由は、これらの既存組織を考慮したものと推察できる。また、この2条文を見る限り、既に設立されていた隣組やその類似組織は、多数ではないにしても、先にあげたバンドゥン、スラ

バヤ、ペカロンガン州、クドゥ州の他にも、ジャワではある程度隣組設立に向けて準備がなされていたと考えられる。その例として、「隣保組織整備要綱」発令日に最高指揮官、軍政官、総務部長、全ジャワの地方長官らは、ジャティネガラ県のチャワンを視察していたが、当地で字常会が偶然開かれており、彼らはこれに出席することを望んだという。そこでは、住民代表の隣組長が14名参加し、字常会長が字常会と隣組の趣旨を説明していた⁵⁶⁾。これらの事例からも、各地で隣組や類似組織組織が試験的に設置され、それぞれが軍政協力に一定の成果をあげていたことで、軍政監部が最終的に全ジャワで隣組を法制化する決定を下したと考えるのが自然であろう。

それでは、ジャワ軍政監部当局が、日本の隣組制度を導入するに際し、ジャワ社会の何に着眼していたのだろうか。ジャワ軍政当局は、隣組制度がジャワの伝統的な社会習慣であるとされる相互扶助 (gotong royong = ゴトン・ロヨン)⁵⁷⁾と合致したものであることを常に強調してきた。「隣保組織整備要綱」の中にも「相互扶助」がうたわれていることは既述した通りである。では、「相互扶助」とは実際にいかなるものであったのだろうか。

一般的には、「相互扶助」とはジャワ農村 (デサ) の伝統的な社会慣行であるといわれてきた。インドネシアの人類学者であるクンチャラニングラット (Koentjaraningrat) は、中部ジャワの2ヶ所の農村で行った1958年の調査で、頻繁に見られる社会慣行を111例収集し、7つの類型に分類した。クンチャラニングラットの整理⁵⁸⁾に従えば、以下(1)から(7)のような類型になる (Koentjaraningrat:1961)。

- (1) 村内で死者や不幸があった時に行われるもの。
- (2) 灌漑路やイスラム寺院の建設など、村にとって公的な仕事を行う時に行うもの。
- (3) 婚礼や割礼など村民の祝宴の時に行われるもの。
- (4) 先祖の墓地管理の時に行われるもの。
- (5) 井戸掘りなど、ある村民がその仕事に必要な労働力を求めるときに行うもの。

- (6) 農作業、特に農繁期に行われるもの。
- (7) 村長や村吏の発意により、村の利益に合う排水溝などの修理の時に行う労働提供の際に行うもの。

しかし、クンチャラニングラットは、上記(1)から(7)までのような社会慣行は、世界各地の農村でおおよそ普遍的に見られるもので、ジャワに特化したものではないと述べた。また、19世紀に入り、貨幣経済が浸透するようになると、ジャワでは上記のような行為は既に金銭の授受によって賄われる例が散見されるようになり、農民たちにとっても互酬的な労働奉仕は生活上では既に実際的ではなくなってきたという。更に、相互扶助にあたる「gotong royong」というジャワ語の語彙の起源を探するため、古代ジャワ語研究者に問い合わせたところ、古代ジャワ文学や史伝書などの中にも発見できなかったという。そして、結局「gotong royong」を最初に見出せるのは、慣習法や農村社会に関するオランダ人研究者の手による書物であることがわかったというのである (Koentjaraningrat:1974:56-7)。

したがって、上記のような農村の社会慣行が、日本占領期に表出していたとしても、農村の日常的な風景であったことになり、何ら当局が目しなくても不思議ではないはずである。それでは、折々に「相互扶助」という価値観を隣組導入及び振興の際に強調してきた軍政当局は、果たしてジャワ社会のどのような習慣に具体的に着眼し、軍政に利用しようとしていたのだろうか。

ジャワ軍政監部総務部調査室は、ジャワ軍政の施行に応用するために、マラン州マラン県 (東ジャワ)、ジョグジャカルタ候地パントール県 (中部ジャワ)、ボゴール州スカブミ県 (西ジャワ) で詳細な農村実態調査を同時期に行っている。内容も住民の生活状況、土地制度、村落の行政機構、農村機構など多岐にわたっている。このうち、1943年8月から9月末に東ジャワのマラン州で行われた農村調査では「相互扶助」の一形態として、夜警制度の一種であるジャワのロンダ制度を次のように紹介している。

「見張所ヲ設置シ、区役員中ノ警備係ノ指揮下ニ夜間2名宛此處ニ詰メ、各カンボン内ノ盗難、火災ソノ他ノ災害防止ニ當ル。之ハ無報酬ノ共同作業ニシテ純然タルゴットン・ロヨンナリ。即チ各戸ヨリ、戸主2名宛ガ毎夜交替ニテ出動ス、但シ女戸主ノ家ハ當番日ニ5錢ノ現金ヲ拂イテ免除サル」

また、中部ジャワのジョグジャカルタ候地での調査報告書では次の記述がある

「ロンダ奉仕は夜警である。(中略)戸主が女であったり、老人である時は、他に代ってもらふ。そのさい、貧乏人でない限り、代理人に日當を出すのである。ロンダ奉仕は、8つの字毎に組を作り、字毎に単位となって、交替で毎夜3人、夜警に立つ。ロンダ小屋があり、そこに詰めて交代でカンボン内を見廻る。ロンダ制度は古い歴史を持つ制度である。新しい制度として、我々は當デッサにも警防団の組織を持っている」

更に西ジャワのボゴール州での調査報告書では次のような説明がある。

「ロンダハ古来ヨリ存シ住民ノ一部ノ如ク考エラレ、何等特別意識スルコトナク旧慣ノ一ツトシテ続行スルモノタルヲ以テ規約或イハ合會等ノ事ナシ。ロンダハ一面夜間ノ涼味アル間男子多数參集シ語り明カス一種ノ社交場タルノ觀アリ。話尽クレバサロンニ身ヲ包ミテ睡ヲ得ル氣候ナレバ、内地ニ於ケル寒中夜警トハ大イニソノ趣ヲ異ニス」

加えて『ジャワ年鑑』(ジャワ新聞社、1944年)には次の記述を見ることができる。

「区には行政的側面の外に所謂ゴットン・ロヨンと称する隣保精神に基づく各種相互扶助も行われてゐる。またロンダ・カンボンと称し、カンボン(字)を単位とする自治警察が広く行われてをり、これが行政的組織化について目下軍政監部で研究中である。かくの如くデサは原始共同体的自治団体として原住民生活の上に密接不可分な存在で今

後ジャワ軍政浸透上この組織の有効適切な活用が最も急務とされてゐる」(下線は筆者)

他にも、ジャワの調査を行った大阪陸軍幼年学校教官の松浦靖(1943)は、ジャワ社会の基礎的構造として「デサ」を位置付けて「発生的にこのデサの形を見るならば、これに該当する日本語の意味からいへば、むらであり、部落であるだろう」(松浦、1943:164)と自らの印象を語り、ロンダ制度は、ジャワにおけるデサ住民の義務のひとつであると述べている。

また、ジャワで「隣保組織整備要綱」によって隣組が設立される2年前、日本軍政が敷かれて8ヶ月後、パター州長官の中村元治は州内のクラガン付近で起こった約1千戸を焼失した火事に対し、既に1942年12月に上記の『ジャワ年鑑』の記述と通底するような以下の所感を日本語紙である「ジャワ新聞」に寄せていた⁵⁹⁾。

「私はこの火災をめぐって原住民の2つの姿を見ることができた。1つは直ちにわが軍政監部で委員会を設け復興資金を交付したのだが、これがいたく原住民の胸を打って、レンバン県長などは300余年にわたるオランダ政権下でわれ、がかつて受けなかった温かい扱ひをジャワ統治僅か8ヶ月⁶⁰⁾の日本軍が示してくれた、これにまさる仁政があるだらうかと感激してゐた、その2つはこの火災に自発的な隣保共助の美しい風景が展開されたことで、内地の隣保制度がこゝでは無言のうちに実行されてゐるのである、この2つの心、これを助長してゆくことが今後の行政に大きなちからをもたらすのではないだらうか」(下線は筆者)

中村元治は「自発的な隣保共助の美しい風景」を、ジャワの農村における伝統的な相互扶助と重ねて、この精神を助長することによってジャワ軍政に貢献できるとの認識を示している。この認識はロンダ制度に代表されるデサ内の部落内における自治的な共同性を日本の軍政に活用しようという発想を、ジャワ軍政幹部が明確に持っていたこ

とを表している。

先に挙げた農村実態調査や『ジャワ年鑑』での記述を見ても、ジャワ軍政当局は、ロンダ制度が軍政に活用可能であると判断されていたことは想像に難くない。隣組・字常会の機能のひとつであった警防団と協力した防空・防火活動などは、従来からのロンダ制度をジャワ軍政のために再編したものと考えられる。

更には、軍政開始後の1942年11月8日に、ジャワの社会・経済・文化・政治の各制度やジャワ人の行動様式を研究することを目的とする旧慣制度調査会⁶¹⁾という諮問機関を設置していた。

以上から、ジャワの隣組設置に際しては、特にデサ⁶²⁾に着目した農村実態調査、旧慣制度調査会での討議などによって、その理解の浅深はともかくも、ジャワの社会慣習を射程に置いた上で日本の隣組制度を導入するという極めて周到な準備が進行していたと見て差し支えないだろう。

それでは、隣組の導入はジャワ社会にいかなる影響を与えたのであろうか。これについて、倉沢はすべての住民が同じ資格で隣組の成員と認められたことの意義をあげている。なぜなら、従来のジャワでは土地所有関係を基準として、身分関係は細分化されており、中核農民（クリ・クンチェン）だけが権利・義務を行使できる人間と規定され、それ以外の農民は度外視されていたからである（倉沢、1992:251-2）。また、小座野八光は隣組の常会の参加資格が特に制限されなかったことについて「旧来、ジャワ村落内における発言の権利は賦役義務にしたがう自作農的な占有耕作者、つまりゴゴル層にのみ認められていた」（小座野、1997:16）とし、隣組組織の浸透によってジャワ村落部の伝統的な階層意識が次第に変化していったと述べている。このように、隣組の常会では特に参加に資格制限がなかったため、「物言わぬ」農民たちも出席が許され、発言する場を得たのである。ここで再び、元隣組長のザイナル・シンパンガンの回想を見てみたい。

「トナリグミでもうひとつ積極的な意味を持ったのは、住民のあいだの心の垣根を取り払ったことで

す。オランダ時代は、路地裏（カンブン）に暮らす庶民と、金持ちのふたつの集団のあいだには、深い溝がありました。たとえば、下男や女中としてそこで働くものしか、金持ちの住宅地には入って行けませんでしたが、入っていく勇気もありませんでした。それが、日本時代になって、トナリグミができて、このふたつの集団の態度に、変化と融和が表れたのです。それまでは、生活水準の差のために、どちらも自分の狭い集団に閉じこもっていました。ところが、その垣根が取り払われ、みんながトナリグミという組織にまとまるようになりました。そして互いに連絡を取り合って、戦時下を助け合ったのです。常会に招かれたときには、それが金持ちの住宅地であろうと路地裏（カンブン）であろうと、気がねしないで互いに訪問し合いました。日本の占領の結果、ジャカルタの住民のあいだに、トナリグミによって価値観の変化や社会的な変化が生じたことは明らかです。ですから、考え方の変化や階層意識の変化が社会の中で生じて、片方がより積極的になろうと勇気を持ち、もう片方もさらに歩み寄ろうとという意欲を持って、互いに社会関係を結んでいくようになったのです」⁶³⁾

ザイナル・シンパンガンが隣組長を務めたジャカルタ州の1930年センサスによる職業別人口⁶⁴⁾では、農林水産業従事者は既に51.9%まで減少している。ジャカルタと、産業構造が異なる他のジャワ農村地域とは単純には比較はできないが、隣組という新しい組織の導入によって彼の言う「価値観の変化や社会的な変化」「考え方の変化や階層意識の変化」が日本占領期のジャワで普遍的な現象であったと考えるならば、土地所有関係が社会関係を大きく規定していたジャワの慣習からすれば大きな転換であったと言えよう。

小座野（1997:15）は「ジャワでは19世紀末から20世紀前半になると、村落首長、村役人層などの職田に依拠する旧来タイプの富農以外にも、村落部への資本主義経済浸透の受益者という新しい種類の中小富農層が存在してきたと見ることができると述べ、旧来の村落社会の指導者層に対置す

るカテゴリーとして「新村役人層」という名称を提示している。松浦（1943:203）は旧来の役員層に対しては「デサの如き自治體にあつて要望せらるるものは、先ず區長・書記など役員たるものの教養の向上でなければならぬ」と述べて、旧役員層が公務履行上の訓練を受ける必要性を訴えていた。更に、倉沢（1992:570）も「当時は学歴のない者が大多数を占めていた区長や区役人と違って、字長と組長は、より若くて、リーダーシップや学歴もある人物の中から選んだ」という社会学者 Selo Soemardjan（セロ・スマルジャン）の回顧を紹介している。これは、資本主義経済の浸透と軌を一にして勃興してきた中小富農層にとって、隣組や字常会は村落社会内や共同体内における発言権を獲得する大きな可能性を内包した組織であり、実際に彼らがその地位を占めていたことを示すものである。

7. 結語

本稿では、中村による「文化型論」を射程とする町内会類似組織の比較研究の可能性への示唆と、佐々木、今野などの日本の隣組制度との類似性の指摘という2点の議論を深化させるための準備段階として、日本占領下ジャワの隣組・字常会について考察してきた。本稿で明らかになったように、吉原とDwianto（1997）他が指摘していた日本の隣組制度との類似性については「隣保組織整備要綱」と「部落会町内会等整備要領」との条文の近似性だけでなく、機能や役割からも日本の戦時下における隣組組織の「完全な模倣」とほぼ断言できよう。一方、中村が提起した「文化型」を視野に入れた町内会類似組織の比較考察という可能性については、蘭領東インド時代も含めたジャワの村落史の精緻な検証⁶⁵を経なければ、これに回答することは出来ない。しかし、日本の町内会もインドネシア、特にジャワのRT・RWも日本の戦時下の隣保制度という経験や模倣を経て今日に至っていることでは共通している。したがって「文化型」を視野に入れた町内会類似組織の比較考察という中村の問題提起の他にも、第2次世界大戦後

の日本とインドネシアの住民組織の変容比較という課題が提起できるかも知れない。いうまでもなく、両者の比較は両国における権力と参加のあり様の比較でもある。

その他、本稿によって隣組制度の導入に際し、先述したようにジャワの社会組織を分析した経過が浮き彫りとなった。この経過の詳細な背景を問うことは、竹中英紀⁶⁶が「日本の政府や軍部が大東亜共栄圏の社会統合をいかに構想していたのか」（竹中，1996:163）という問題提起への応答の端緒となるものであり、今後の重要な研究課題のひとつにもなるはずである。

更に、隣組・字常会の導入は結果的にジャワの社会構成原理の変容に深く関与したことも明らかとなった。特に、貨幣経済の浸透を背景として、新役人層が誕生し、これらの層が隣組組織のリーダーに積極的に登用されたことや、一般の農民が常会に出席を許され発言する可能性を得たことは、ジャワ村落内の指導層と階層意識の変化をもたらした。これは日本占領期の隣保制度が、インドネシアの独立揺籃期にも、インドネシア語訳として当てられた「Rukun Tetangga」という呼称のまま、一方の字常会は「Rukun Kampung=RK」として残存⁶⁷していくことからも窺える。

日本敗戦後の隣組・字常会のあり様について、スワルノ（Suwarno）は、中部ジャワのジョグジャカルタでは、スルタンが、1945年11月に指令を発令し、隣組・字常会をそれぞれRT・RK（Rukun Kampung=ルクン・カンブン）と改称し、1946年12月までにRKの中に経済・社会・防犯・総務・婦人・青年の6部門からなる社会組織の編成と新執行部の選出を行うよう指示したと指摘している（Suwarno, 1995:15）。実際にジョグジャカルタでは、RT・RK⁶⁸が正式にRT・RWへと改称されたのは、インドネシア全土にRT・RWの設置を決定した内務大臣規定から6年後の1989年⁶⁹であった。この他、サリバン（Sullivan）も独立揺籃期のジョグジャカルタのRT・RKのあり様に言及している（Sullivan:1980,1986,1992）。また、1980年前後に同じく中部ジャワのソロ（スラカルタ）で調査を行っていたシーゲル（Siegel, J）は、住民

組織としてRTとRK (Rukun Keluarga) の存在を指摘している (Siegel, 1993:41)。つまり、日本の敗戦後、隣組・字常会は、改称や当該居住区の領域の再編があったものの、ジャワの諸地域で、住民組織として存続していたことになる。そして、RT・RKはその後1966年⁷⁰⁾にジャカルタでRT・RWとして法制化⁷¹⁾され、次いで1983年にはインドネシア全土でも両組織が設置⁷²⁾されるに至っている。

今日では、発展途上国の都市住民組織を社会開発の担い手として捉え、各国間の横断的な比較考察 (幡谷, 1999) も試みられるようになった。1998年5月に32年間に渡るスハルト体制が崩壊し、今後のインドネシアの市民社会のあり方が模索されている中で、日本占領期ジャワの隣組・字常会を淵源とする住民組織RT・RWは今後どのような役割を担っていくのかが注目される。

インドネシアにおけるRT・RWは、当初の行政と住民との架橋及び住民間の互助組織という性格から、1980年代に入るとスハルト開発体制の与党ゴルカルの集票組織及び強力な中央集権国家を担う末端地方行政の補完的エージェントへと変容してきたと言われている。筆者はRT・RWの変容過程⁷³⁾と、スハルト体制の権力機構が強固になっていった過程との照応関係に着目し、これを歴史的に再構成し検証することを今後の課題としたいと考えている。この照応関係の解読のためには、日本占領期の隣組・字常会、インドネシア革命揺籃期のRT・RK、そして1966年の法制化以降のRT・RWの制度的、機能的連続性についての更なる検証作業がまずは不可欠となる。その詳細については別稿を期したい。

注

- 1) RT (エル・テー) とはRukun Tetangga (ルクン・トゥタンガ) の、RW (エル・ウェー) とはRukun Warga (ルクン・ワルガ) の略称である。rukun (ルクン) とはインドネシア語で調和・平和・共存を意味する。また、tetangga (トゥタンガ) は近隣・近所を、warga (ワルガ) は成員・住民を意味する。RTは日本占領期に、隣組に相当するインドネシア語として紹介されたため「隣組」と、RWは「隣組」の上部組織としての性格から「町内会」と訳出されているのを散見する。しかし、現在においては、その規模や組織形態から判断すると、適当な訳語ではない。
- 2) 大坪 (1990) は「海外への研究条件が次第に好転し、アジア諸国の都市住民組織の実態が紹介され、比較研究が進展してきた」「フィリピンのバランガイとわが国の町内会・自治会を比較考察するにあたっては、中村と中川の指摘に導かれて、まず両者が相当程度共通する面があると仮定してコトを始めた」として、中村と中川の論考を端緒としてバランガイ研究を開始したことを披瀝している。
- 3) この他にも、1983年にインドネシア全土にRT・RWを設置することを決定した法令を解説し、現在のジャカルタにおける両組織のあり様を紹介するなど、管見の限りでは、法令の内容も含めた両組織の全体像を初めて報告するものとなっている。
- 4) 農村内のRT・RWの現代の機能については大熊 (1990) 水野 (1999a, 1999b) の論考がある。
- 5) 「軍政施行ニ関スル件」の第3条では「占領地ニ於ケル在来の行政諸機関、其職域権限及諸法令の規定ハ軍政施行ノ為ニ障害タラサル限り差当り引続キ有効トス」と規定し、オランダ領東インド時代の行政制度を一時的に踏襲した。
- 6) 『ジャワ年鑑』p.53-8による。
- 7) 『ジャワ年鑑』p.53には、17州のうち2州ではインドネシア人官吏が登用されていると記載がある。
- 8) 第2次世界大戦中の日本のインドネシア占領統治ジャワを陸軍第16軍、スマトラを陸軍第25軍、セレベス (スラウェシ) ・ボルネオ (カリマンタン) ・ニューギニア (イリアン) ・東インドネシア他を海軍が行ったが、このうち隣組制度が導入されたのはジャワ (マドゥーラを含む) だけであった。
- 9) 官報14。全6条で構成されている。条文を若干簡略化したものが『ジャワ年鑑』の50ページに掲載されている。
- 10) この7日後の1月8日には、同要綱の趣旨説明がインドネシア語でなされた軍政監部公告「隣組組織の充実」(Pongoemoeman Gunseikanbu Tentang Hal Menjempoernakan Soesoenan Roekoen Tetangga) が出されている。
- 11) 趣旨の内容は、軍政監部公告「隣組組織の充実」(Pongoemoeman Gunseikanbu Tentang Hal Menjempoernakan Soesoenan Roekoen Tetangga) と同一のものである。また、「隣保組織整備要綱」をインドネシア語に訳出し、予備条項として7条～9条を加えたAzas-azas oentoek Menjempoernakan Soesoenan Roekoen Tetanggaも同時に発表されている。

- 12) 倉沢 (1992) は、全ジャワ州長官会議の席上で正式発表されたとしている。
- 13) 『Djawa Baroe』 No.3 1944による。
- 14) 『Djawa Baroe』 No.3 1944による。
- 15) 倉沢愛子・北野正徳訳 (1996) 『ふたつの紅白旗ーインドネシア人が語る日本占領時代』の中の元隣組長へのインタビューによる。p.50-58。
- 16) 1943年4月29日に結成された警察の監督下にある治安組織。区長を団長として各区ごとに結成された。
- 17) 『Djawa Baroe』 No.18-22 1944年9月15日号-11月15日号。
- 18) 原文のまま。
- 19) 『Soeara Asia』 1944年2月28日付けによる。隣組長用に3,200枚が、防火郡長用700枚が配布されたと伝えている。尚、隣組夜警には赤と黄色の腕章が配布され、左腕に着用するよう指示があった。
- 20) 倉沢 (1992) によれば、当時のジャワにおける識字率から、日本のような回覧版は用いられなかった。
- 21) 『Djawa Baroe』 No.3 1944年2月1日。
- 22) 『Soeara Asia』 1944年7月8日付及び『Asia Raya』 1944年7月11日付による。
- 23) タバコの配給について、隣組内に家族登録していない家長には、配給できないとされている。『Soeara Asia』 1944年6月21日付による。
- 24) 実際は、労務者 (ロームシャ) とほぼ同意であった。
- 25) 倉沢 (1992) はジャワにおけるロームシャの総数を257万人と推計している。
- 26) 『Soara Asia』 1944年6月26日付による。
- 27) 『Soeara Asia』 1944年6月9日付による。
- 28) 1943年に設立された軍政支援組織。ジャワでは行政官の妻たちを中心に活動が行われた。
- 29) 『Soara Asia』 1944年8月3日付による。
- 30) 『Soeara Asia』 1944年8月29日付による。
- 31) 左藤正範 (1995) は、小学校から高等学校までのインドネシアの教科書103種類を調査して日本語起源の語彙を抽出した。その結果によると、最も多かったのが215回の「romusha」であったという。2位は191回の「Tenno」。
- 32) 『Djawa Baroe』 No.15 1944年による。日本語では単位が円と表記されているが、インドネシア語ではルピアとなっている。また、1945年3月までに1億2,000万フローリン (ギルダー) の達成が目標になったという。これも、日本語表記では円となっているが、インドネシア語ではフローリン (ギルダー) である。当時の通貨価値から見て、円表記は誤りであろう。
- 33) 『Djawa Baroe』 No.20 p.27-32。
- 34) 『Djawa Baroe』 No.1 1945年 p.23。
- 35) 『Soeara Asia』 1944年12月14日付による。
- 36) マドゥーラ島は、ジャワ島と陸続きになってはいないが、地理的に近かったためジャワ軍政ではジャワ統治下にあった。
- 37) 『Soeara Asia』 1944年11月10日付による。
- 38) 1944年3月に設立された日本の軍政協力のための翼賛組織。
- 39) 『Soeara Asia』 1944年11月10日付による。
- 40) 『Soeara Asia』 1944年11月10日付による。
- 41) スカルノは、後に1960年8月17日の独立記念日演説「わが革命の展開ー天から降りし天使のごとく」の中で隣組・字常会から改組されたRT・RKについて同組織を流通組織として活用する旨を提案している。
- 42) 『Soeara Asia』 1944年8月30日付による。
- 43) 『Soeara Asia』 1944年7月5日付による。
- 44) 『Soeara Asia』 1944年7月5日付による。
- 45) 『Djawa Baroe』 No.9 1944年5月1日 p.27-30。
- 46) 『Djawa Baroe』 No.5 1944年3月1日 p.32-33。
- 47) 『Djawa Baroe』 No.5 1944年3月1日
- 48) 『Asia Raya』 1944年6月24日付による。
- 49) 倉沢 (1992) によれば、各デサ (区) には通常3から6の部落 (ドゥクー) があったという。
- 50) 当時の行政区画ではブリアンガン州となっていた。
- 51) 『Asia Raya』 1944年3月9日付による。
- 52) 『ジャワ年鑑』 p.212による。
- 53) 官報14
- 54) 『ジャワ年鑑』 p.195による。
- 55) 『ジャワ新聞』 1943年11月21日付による。
- 56) 『Asia Raya』 1944年1月12日付による。
- 57) 関本照夫 (1982) は、ジャワの相互扶助について「人間関係のある様式をしめすきわめて広い意味の概念で、特定の目に見える共同作業だけをさすものではない」とし、「物とサービスのやりとりをつうじて社会的結合をたもつ互酬の関係」と自らの中部ジャワでの滞在を元に定義している。
- 58) クンチャラニングラットのゴトン・ロヨンの類型に対する詳細な説明は、岸幸一 (1969) を参照。
- 59) 『ジャワ新聞』 1942年12月22日付による。
- 60) この数字と日本のジャワ軍政開始月から逆算すると火災は1942年10月頃に起こったことになる。
- 61) Komisi Menjelidiki Adat-istiadat Tatanegara
- 62) 松浦 (1943:151) はデサの発生が地縁的血縁的な村落共同体であり、ジャワにおける最も基本的な社会生活の単位であるとし「デサの本質は村落の自治である」と述べている。
- 63) 倉沢愛子・北野正徳訳 (1996) 前掲書 p.51-52。

- 64) 『ジャワ年鑑』p.221による。
- 65) 一方、中村(1990:96)は、江戸時代から室町時代末期までを歴史的に遡り「町の文化」の存在を指摘し「町という領域を自然発生的な住民の生活共同の地理的基礎単位としている点」が今日の日本の町内会との連続性であると分析している。
- 66) 竹中は台湾の保甲組織について言及し、日本の隣保制度の組織化よりも旧植民地の方が先であるとするGHQの報告文書の記述からこの問題提起を行っている。
- 67) この理由を考察する上では、小座野(1997:25)の「字の領域が村落内の旧自然村に一致しており、隣組制度が旧自然村に初めて法的位置付けを与えた」という分析は示唆的である。
- 68) 改称とともに、領域の変更も実施され、変更前に165存在したRKは615のRWと2,515のRTへと再編された(Suwarno:1995)。
- 69) 法令文書「第2級地域におけるRT及びRW設置に関する第2級地域首長指令第023/INST/1988号。RT及びRWの実行指針に関するジョグジャカルタ第2級地域首長決定令」(Instruksi Walikotaamadya Kepala Daerah Tingkat II No.023/INST/1988 tentang Pembentukan RT dan RW di Kotamadya Daerah Tingkat II dan Surat Keputusan Walikotaamadya Kepala Daerah Tingkat II Yogyakarta Nomor 33/KD/1989 tentang Pedoman Pelaksanaan Tugas RT dan RW)による。
- 70) 「ジャカルタ首都特別区RT・RW要綱に関するジャカルタ首都特別区州知事決定令第Ib.3/2/14/1966号、以下1966年知事決定令(Surat Keputusan Gubernur Kepala Daerah Khusus Ibu-Kota Djakarta No.Ib.3/2/14/1966 tentang Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Khusus Ibu-Kota Djakarta)」による。
- 71) 法制化の理由について、当時のジャカルタ州知事であり、法令の署名者でもあったアリ・サディキン(Ali Sadikin)は、ジャカルタの1950年代以降の急激な人口都市化に伴い、複雑化且つ肥大化する都市行政の中にあって、住民と行政を架橋する組織の必要性に迫られ、かつての日本占領期の隣組と字常会をモデルにしてRTとRWとして法制化することを自ら決定したと語っている(1998年9月11日、アリ・サディキン氏私邸での筆者のインタビューによる)。
- 72) 「RT及びRW設置に関する1983年内務大臣規定7号(Peraturan Menteri Dalam Negeri Nomor 7 Tahun 1983 tentang Pembentukan Rukun Tetangga dan Rukun Warga)」の発令による。
- 73) RT・RWの変容を考察する上では、「1966年州知事決定令」第3条a項の「政治諸政党のイデオロギーや

組織とは一線を画す」との規定は注目に値する。ジャカルタでは1980年、1984年、1995年と法制の改正が加えられていくが、RT・RWがインドネシア全国で法制化された1983年の内務大臣規定第7号も含めて法制の「位置付け」を対比してみると「政府により承認・育成される社会組織」という点では共通しているものの、政党及びその組織との関係の分離を明文化したものは1966年の法制以外には一切見当たらないからである。その一方、1980年以降の法令では、RT及びRW執行部員の資格として、かつてインドネシアの国体を脅かすような活動をしたことがないこと、共産党活動に直接的及び間接的に関与していないことが明文化されていた。

参考文献

- 赤木須留喜『東京都政の研究』未来社, 1977.
- 近江哲男「都市の地域集団」, 『社会科学討究』第3巻1号, 1958.
- 大鎌邦雄「インドネシアの農村組織と農村社会構造—西ジャワ州の天水田の調査から」, 『農業総合研究』第44巻2号, 1990.
- 大坪省三・池田正敏「フィリピンのバランガイ—町内会類似最末端地方政府と住民の生活」, 太田勇・他編『東南アジアの地域社会』東洋大学, 1987.
- 大坪省三「1989年バランガイ選挙の顛末」, 『東洋大学社会学部紀要』27巻2号, 1990.
- 岸幸一「インドネシアの都市と村落についての覚書」, 『インドネシアの社会構造』アジア経済研究所, 1969.
- 倉沢愛子『日本占領下のジャワ農村の変容』草思社, 1992.
- 倉沢愛子編『南方軍政関係資料⑩農村実態調査』龍溪書舎, 1995.
- 倉沢進「町内会と日本の地域社会」倉沢進・秋元編, 『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房, 1990.
- 小座野八光「日本占領下ジャワの村落行政」, 倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部, 1997.
- 今野裕昭「インドネシアの都市化・都市社会」, 北原淳編『東南アジアの社会学』世界思想社, 1989.
- 佐々木徹郎「巨大都市ジャカルタの産業構造と人口動態」古屋野正伍編『東南アジア都市化の研究』アカデミア出版会, 1987.
- 左藤正範「インドネシアの歴史教科書における「ロームシャ」について」, 『東南アジア研究』第32巻4号, 1995.
- 関本照夫「ゴトン・ロヨン」, 石井米雄監修『インドネシアの事典』同朋舎, 1991.
- ジャワ新聞社編『ジャワ年鑑 昭和一九年』1944.

- 竹中英紀「書評・鳥越皓之著『地域自治会の研究』」,
『日本都市社会学会年報』14号, 1996.
- 田中重好「町内会の歴史と分析視角」, 倉沢進・秋元編
前掲書『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房, 1990.
- 玉野和志『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社,
1993.
- 内務省訓令第17号 昭和15年9月11日『部落会町内会等
整備要綱』1940.
- 中川剛『海洋型アジア文化の基層』勁草書房, 1983.
- 中村八朗「比較都市社会学の展開と発展途上国の都市」,
林武編『発展途上国の都市化』アジア経済研究所,
1976.
- 中村八朗「文化型としての町内会」, 倉沢進・秋元律郎
編, 前掲書, 1990.
- 西嶋重忠・岸幸一『インドネシアにおける日本軍政の研
究』早稲田大学大隈記念社会科学研究所 紀伊国屋書
店, 1959.
- 幡谷則子「発展途上国の都市住民組織-その社会開発に
おける役割」, 幡谷編著『発展途上国の都市住民組織』
アジア経済研究所, 1999.
- 松浦靖『ジャワ社会の研究』圖書研究社, 1943.
- 水野廣祐「インドネシアにおける村落行政組織と住民組
織」, 加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織』
アジア経済研究所, 1999a.
- 水野廣祐『インドネシアの地場産業』京都大学学術出版
会, 1999b.
- 吉原直樹・Dwianto, R.D.「ジャカルタ特別区における
グラス・ルーツの一存在形態-RT/RWについての素
描-」, 『東北大学文学部研究年報』第46号, 1997.
- Asrip Nasional Republik Indonesia edited, Di Bawah
Pendudukan Jepang -Kenangan Empat Puluh Dua
Orang yang Mengalaminya, 1988, 倉沢愛子・北野正徳
訳『ふたつの紅白旗-インドネシア人が語る日本占領
時代』木犀社, 1996.
- Wirth, L., "Urbanism as a Way of Life", *American
Journal of Sociology*, No.44, 1938, 高橋勇悦訳「生活
様式としてのアーバニズム」, 鈴木広編『都市化の社
会学』誠信書房, 1978.
- Daerah Khusus Ibu-Kota Jakarta, Surat Keputusan
Gubernur Kepala Daerah Khusus Ibu-Kota Jakarta
No.Ib.3/2/14/1966 tentang Peraturan Dasar Rukun
Tetangga dan Rukun Warga Daerah Khusus Ibu-Kota
Jakarta, 1966.
- Koentjaraningrat, *Some Social Anthropological
Observations on Gotong Royong Practice in Two
Village of Central Java*, Southeast Program, Cornell
University, 1964.
- Koentjaraningrat, *Kebudayaan Mentaris dan
Pembangunan*, P.T.Gramedia Pustaka Utama, 1974.
- Kotapradja Jakarta Raja, *Sedjarah Pemerintahan Kota
Jakarta*, 1958.
- Menteri Dalam Negeri, Peraturan Menteri Dalam Negeri
Nomor 7 Tahun 1983 tentang Pembentukan Rukun
Tetangga dan Rukun Warga, 1983.
- Siegel, J.T., *Solo in the New Order*, Princeton University
Press, 1993.
- Sullivan, J., *Back Alley Neighborhood: Kampung as
Urban Community in Yogyakarta*, Working Paper
No.18, Monash University, 1980.
- Sullivan, J., "Kampung and State: The Role of Government
in the Development of Urban Community in
Yogyakarta", *Indonesia* 41, 1986.
- Sullivan, J., *Local Government and Community in Java
- an Urban Case-Study*, Oxford University Press,
1992.
- Suwarno, P.J., "Dari Azazyookai dan Tonarigumi ke Rukun
Kampung dan Rukun Tetangga di Yogyakarta (1942-
1989)", Penerbitan Universitas Sanata Dharma, 1995.
- 日本占領期定期刊行物
「Soeara Asia」
「Asia Raya」
「Tjahaja」
「ジャワ新聞」
「Djawa Baroe」

Key Words (キー・ワード)

Indonesia (インドネシア), RT (Rukun Tetangga, Neighbor Association), RW (Rukun
Warga, Village Association), Java under Japanese Occupation (日本占領期ジャワ),
Tonarigumi (隣組)

The Origin of Indonesia's Neighborhood Association, RT and RW:
The Legislation of Tonarigumi and Azazyookai under Japanese Occupation in Java

Kazuo Kobayashi*

*Graduate Student, Tokyo Metropolitan University
Comprehensive Urban Studies, No.71, 2000, pp.175-192

In late years, study of neighborhood association of Asian countries including Philippines has been done by Japanese urban sociologists. And also, comparative study with Japanese Chonaikai (Urban Ward Association) has been tried by them, too. But, general understanding about Indonesian RT/RW does not progress well although the existence has referred on some articles by researchers.

Indonesian neighborhood association, called Rukun Tetangga(RT) and Rukun Warga(RW) were legislated for the first time in Jakarta in 1966. After that, the law and system were established in Indonesia whole land in 1983. The purpose of this article is to describe the functions of Tonarigumi/Azazyookai, the origin of RT/RW in Indonesia today.

After examine the functions , this article suggest these facts, (1) similarity with Japanese Tonarigumi system, (2) comprehensive functions of Tonarigumi/Azazyookai, (3) background of legislation Tonarigumi system, (4) influences to Javanese society.